

## 大府市指定給水装置工事事業者制度の更新制および指定事項の変更等について

水道法が改正されたことに伴い、令和元年10月1日より指定給水装置工事事業者の指定更新制度が導入されました。この改正法により、指定の有効期間が従来の無期限から5年間となることから、指定給水装置工事事業者様におかれましては、有効期間内での更新手続きが必要となります。指定の更新を受けなかった場合、本市の指定の効力を失いますのでご注意ください。

### 1 令和8年度更新対象事業者

指定の更新について、通知を行いません。更新される場合は、更新期限を確認のうえ、期限内に手続きを行ってください。更新期限は市公式ウェブサイト（[こちら](#)）で確認できます。

指定更新を受けた日	更新期限
令和3年4月2日～令和4年4月1日	許可日から5年後

### 2 更新申請時に必要な提出書類

更新に必要な書類は、市公式ウェブサイト（[こちら](#)）に掲載しています。

### 3 更新に係る手数料

更新の際、指定給水装置工事事業者の更新手数料10,000円が必要です。納付書が届きましたら、納付期限までに納付してください。

### 4 アンケート

納付書と併せてアンケートを送付しますので、提出締切日までに回答してください。

### 5 提出期限

指定を更新する場合は、更新期限の2か月前までに更新書類の提出が必要です。また、更新書類は、更新期限の5か月前から提出可能です。指定の更新については通知を行いません。計画的に書類を提出してください。

## 6 スケジュール

スケジュール例(9月29日期限の場合)

	5月	6月	7月	8月	9月	10月
更新書類提出						
納付書発行		5/1~7/28 に提出		↔		
手数料納付				↔		
事業証発行					↔	
ウェブサイト公開					↔	

【凡例】指定工事事業者:  大府市: 

## 7 指定事項の変更及び事業の廃止・休止・再開時の届出について

指定事項の変更や事業の廃止、休止、再開があった場合は、届出の提出が必要です。届出がされていない場合、指定の更新ができません。また、指定が取り消される場合があります。届出漏れのないよう、ご注意ください。

届出に必要な書類および提出期限については、市公式ウェブサイト ([こちら](#)) でご確認ください。